

電帳法関係

電子帳簿保存法の改正 ～電子取引データの保存～

はじめに

経済活動のデジタル化が進展し、会計業務の効率化と記帳水準の向上等を図るため、令和4年1月に改正電子帳簿保存法が施行された。これにより電子取引のデータ保存が義務化されたが、2年間の宥恕措置により事実上、出力書面の保存が可能であった。

同法は令和6年1月より新たな猶予措置が講じられるなど、さらなる改正が行われた。

本稿では改正法のうち、電子取引の取引情報の保存について概説する。

I 制度の概要

1 電子取引の取引情報の保存

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く）及び法人税に係る国税関係帳簿書類を保存しなければならない事業者が電子取引を行った場合、その取引情報を電子データで保存しなければならない（電帳法2②、同2④、同7）。

2 保存対象データ

注文書や契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データが対象であり、EDI取引、インターネット等による取引、電子メールによる取引（添付ファイルを含む）などの取引が含まれる（電帳法2⑤、電帳通2-2）。

3 保存要件等

(1) 真実性の確保

電子取引を行った場合、取引情報については、次のいずれかの措置を行って保存しなければならない（電帳規4）。

① タイムスタンプが付された後の電子データの受領

② 電子データの受領後、最長2カ月と概ね7営業日以内

（電帳通7-4、同7-5）

にタイムスタンプを付す

③ データ訂正・削除を行った場合、その記録が残るシステム又は訂正・削除ができないシステムを使用した電子データの保存

④ 訂正・削除の防止に関する事務処理規程の備付け

(2) 可視性の確保

PC、ディスプレイ、プリンタ等を備え付けなければならぬ（電帳規2②二）。

(3) 検索機能の確保

① 原則

データは「日付・金額・取引先」で検索可能な状態での保存が必要である。索引簿を作成するか、データに規則的なファイル名を付す方法のいずれかで対応が可能である。

② ①によらない場合

上記(1)(2)の要件を満たし、かつ質問検査権に基づく電子取引データの提出等の求めに応ずることができる下記イ又はロの事

業者は、①の検索機能の確保要件は不要となる（電帳規4①）。

イ. 基準期間の売上高が5,000

万円以下の事業者

ロ. 電子取引データの出力書面を整理された状態で提示・提出できるようにしている事業者

II 猶予措置

システムやワークフローの整備が間に合わない等、保存要件に従って電子取引データの保存ができなかつことについて相当の理由があると税務署長が認め、かつ、電子取引データのダウンロードの求め及びその出力書面の提示・提出に応ずる場合は、保存要件にかかわらず電子取引データの保存ができる（電帳規4③、電帳通7-12）。

おわりに

令和6年1月1日前と同日以後の電子取引では保存方法等が異なるので注意が必要である。

事業者が保存要件に従って電子データの保存をしていない場合は、国税関係書類の保存書類とみなされない。

IIは、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく電子取引データをルールに従って保存しない場合は相当の理由があるとは認められないので留意しなければならない。

〔右山研究グループ〕

税理士 山邊洋